

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件名 桜井地区センター外17施設電力購入(単価契約)
- (2) 需要場所 桜井地区センター 越谷市大字下間久里792番地1外17施設
- (3) 業種および用途 地区センター、交流館、市民会館、斎場

2 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧、計量電圧、標準周波数、供給方式、蓄熱式負荷設備、非常用自家発電設備および常用発電設備の有無

1 供給電気方式	交流3相3線式
2 供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
3 計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
4 標準周波数	50ヘルツ
5 供給方式	1回線方式
6 非常用自家発電設備の有無	・桜井地区センター 80KVA ・新方地区センター 72KVA ・増林地区センター 80KVA ・荻島地区センター 60KVA ・出羽地区センター 100KVA ・蒲生地区センター 35KVA ・大沢地区センター 100KVA ・大相模地区センター 74KVA ・南越谷地区センター 60KVA ・中央市民会館 250KVA ・北部市民会館 20KVA ・斎場 625KVA
7 蓄熱式負荷設備の有無	・桜井地区センター 17.25KW 18.75KW 22.5KW(2台) ・増林地区センター 25.0KW(2台) 31.5KW(8台) 37.5KW(4台) 45.0KW(2台) 11.2KW(2台) ・荻島地区センター 12.0KW(2台)

	9. 75 KW (3台)
・出羽地区センター	8. 99 KW
	15. 2 KW
	19. 2 KW
	11. 3 KW
	7. 04 KW
	15. 2 KW
	28. 8 KW
・大相模地区センター	9 KW
	12. 6 KW
	15. 2 KW
	17. 4 KW (2台)
	19. 2 KW
	24. 7 KW
・中央市民会館	37 KW

※上記の6施設については、氷蓄熱空調システムが導入されている

8 常用発電設備の有無	・出羽地区センター	1基
	太陽光発電パネル	10 kW
	・大相模地区センター	1基
	太陽光発電パネル	10 kW
	蓄電池	15 kW

(2) 契約電力および予定使用電力量

1 契約電力 別紙1のとおり

※ただし、契約電力が500KW未満の施設においては、各月の契約電力(常時電力)は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値(kW)とする。

なお、契約電力が500KW以上の施設においては、各月の契約電力は1年を通じて協議で定めた値とする。

契約電力については、入札価格を用いる為の値であり、実際の請求時には、落札者と旧一般電気事業者の間で取り扱われる『接続送電サービス契約電力』と同じ契約電力を用いて請求書を発行するものとする。

2 予定使用電力量 3, 953, 005 kWh

※別紙1について、通常前年度の実績を基に作成しているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、通常の施設運営が年間を通じて行えなかったことから、令和元年度実績を基に作成している。

※大沢地区センターについては、令和3年9月1日から開所した施設であり、

令和2年度の実績が無い場合、契約電力及び使用電力量については、同等規模の設備等を有している桜井・新方・増林・荻島・出羽・蒲生・大相模・南越谷地区センターの平均値としている。

(3) 使用期間

令和4年3月1日午前0時から令和5年2月28日午後12時まで

(4) 電力量等の検針

自動検針装置 全18施設で設置済み
 電力会社の検針方式 遠隔自動検針
 計量器の構成 電力需給用複合計器（通信機能付）

(5) 需給地点

配電線より引込みした各施設の構内柱上設置の開閉器電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(8) 計量日

施設毎の計量日については、下表のとおり。

No.	施設名	現在の計量日	地区番号	No.	施設名	現在の計量日	地区番号
1	桜井地区センター	10	11	10	南越谷地区センター	17	18
2	新方地区センター	10	11	11	中央市民会館	2	1
3	増林地区センター	13	15	12	北部市民会館	6	8
4	大袋地区センター	6	8	13	赤山交流館	2	2
5	荻島地区センター	3	4	14	大沢北交流館	8	9
6	出羽地区センター	2	2	15	南部交流館	18	19
7	蒲生地区センター	17	18	16	大袋北交流館	8	9
8	大沢地区センター	11	12	17	桜井交流館	9	10
9	大相模地区センター	13	15	18	斎場	13	15

3 電気料金の支払方法及び請求方法

(1) 支払方法

完了払（毎月払）とし、施設毎ではなく、市民活動支援課から支払うものとする。
 ただし、斎場については、市民課から支払うものとする。

(2) 請求方法

地区センター10施設分の合算分及び交流館5施設分の合算分、その他の施設については、1施設毎に請求書をそれぞれ作成し、請求書のほかに施設毎の検針結果（使用電力量、料金、契約電力量等）を添付し、斎場以外の17施設については、市民活動支援課へ送付すること。斎場については、市民課へ送付すること。その他の詳細は協議により決めるものとする。

4 契約方法及び積算方法

(1) 契約方法

あらかじめ月額基本料金（単価）及び月別電力量料金（単価）を定め、各施設、月毎に契約電力及び使用実績に応じて支払う単価契約とする。

※各施設における1か月の電気料金

$$\begin{aligned} & \left(\quad \quad \quad \text{基本料} \quad \quad \quad \right) + \left(\quad \quad \quad \text{電力量料金} \quad \quad \quad \right) \\ = & \left(\quad \quad \quad \text{契約電力に応じた料金} \quad \quad \quad \right) + \left(\text{使用量に応じて単価で支払う料金} \right) \end{aligned}$$

(2) 積算方法

契約電力と使用予定電力量等を基に、月額基本料金（単価）、月別電力量料金（単価）を算出し、1年間の全施設に係る料金を積算すること。

なお、入札書に記載する入札金額は総価とし、入札時には、「入札書」及び入札金額に係る単価を記載した「単価表」を提出すること。

また、入札における落札価格は、入札書に記載された入札金額の10パーセントに相当する額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする）を加算した金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り上げた金額とする）に相当する金額を入札書に記載すること。

また、各施設の電気料金単価については、統一した価格とすること。

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、別紙内訳書に基本料金及び電力量料金の単価を入力して算出すること。なお、別紙内訳書に入力する単価及び入札時に提出する「単価表」に記載する単価については、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び太陽光発電促進付加金並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

※入札金額については、別紙内訳書の計算式において、こちらで設定した値を入力してあるため、力率割引を考慮した金額が算出されることとなる。

5 その他

- (1) 供給に必要となる機器の設置及び運用に係る経費については、すべて供給事業者の負担とする。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - 1 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - 2 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四

捨五入する。

- 3 力率の単位は1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - 4 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - 5 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (4) 大沢地区センター以外の全施設、現供給会社は株式会社ホープである。大沢地区センターは、PPS 未導入施設であり、現供給会社は東京電力エナジーパートナー株式会社である。

契約電力および予定電力量

	施設名称	需要場所(住所)	業種	契約電力 (kW)	使用予定電力量(kWh) 令和元年度実績による												施設別合計
					3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
1	桜井地区センター	越谷市大字下間久里792番地1	庁舎	86	11,505	10,614	7,615	11,027	11,100	15,841	15,968	13,374	9,753	10,791	10,912	13,608	142,108
2	新方地区センター	越谷市大字大吉470番地1	庁舎	108	13,886	10,970	8,605	10,194	9,998	15,280	15,940	12,168	8,985	12,192	13,072	16,652	147,942
3	増林地区センター	越谷市増林三丁目4番地1	庁舎	136	22,400	20,305	13,849	17,450	18,203	27,953	26,999	20,056	15,979	22,366	22,837	28,940	257,337
4	大袋地区センター	越谷市大字大竹160番地2	庁舎	47	6,062	6,063	4,315	5,077	5,391	7,568	8,085	6,494	4,681	4,581	5,179	6,590	70,086
5	荻島地区センター	越谷市大字南荻島190番地1	庁舎	86	16,140	14,369	10,801	12,190	13,477	16,917	24,751	19,259	12,346	12,587	15,837	18,436	187,110
6	出羽地区センター	越谷市七左町四丁目248番地1	庁舎	103	16,345	15,329	11,791	11,893	14,077	16,912	22,883	18,207	12,921	13,382	18,277	19,452	191,469
7	蒲生地区センター	越谷市登戸町33番16号	庁舎	49	9,905	10,321	7,498	12,957	13,967	15,904	15,850	14,619	9,583	10,735	10,117	12,066	143,522
8	大沢地区センター	越谷市東大沢一丁目12番地1	庁舎	94	14,145	12,951	9,752	12,750	13,718	18,642	19,714	15,623	10,947	13,439	14,797	17,692	174,170
9	大相模地区センター	越谷市相模町三丁目42番地1	庁舎	97	10,111	9,632	7,039	8,627	8,809	13,571	13,103	9,789	7,045	10,821	12,006	14,805	125,358
10	南越谷地区センター	越谷市南越谷四丁目21番地1	庁舎	88	12,867	12,069	10,821	17,662	20,113	26,758	22,221	17,511	10,963	14,637	15,318	17,574	198,514
11	中央市民会館	越谷市越ヶ谷四丁目1番1号	庁舎	650	64,656	61,930	66,091	80,717	96,334	141,156	100,382	74,033	65,719	79,219	90,550	83,561	1,004,348
12	北部市民会館	越谷市大字恩間181番地1	庁舎	187	25,496	27,168	19,855	25,919	28,040	36,190	33,256	27,661	24,710	23,613	23,258	28,573	323,739
13	赤山交流館	越谷市赤山町三丁目128番地1	庁舎	39	2,787	2,377	1,898	1,986	2,205	2,795	3,434	2,846	2,045	2,028	2,816	3,158	30,375
14	大沢北交流館	越谷市大字大里326番地1	庁舎	40	2,504	2,043	1,664	2,261	2,297	3,516	3,737	2,736	1,657	2,199	2,618	3,262	30,494
15	南部交流館	越谷市南町一丁目22番13号	庁舎	34	2,062	2,060	1,590	1,809	1,910	2,983	2,472	1,999	1,761	2,262	2,440	2,767	26,115
16	大袋北交流館	越谷市大字袋山565番地4	庁舎	41	2,735	2,233	1,602	1,930	2,111	3,302	3,476	3,030	1,739	2,276	2,651	3,303	30,388
17	桜井交流館	越谷市大字大泊730番地2	庁舎	30	2,125	1,873	1,548	1,874	1,818	2,915	2,843	2,249	1,602	2,131	2,363	2,904	26,245
18	斎場	越谷市大字増林3989番地1	庁舎	331	68,026	71,962	54,876	70,048	68,541	77,211	75,315	64,902	77,748	67,325	72,945	74,786	843,685
月別合計					303,757	294,269	241,210	306,371	332,109	445,414	410,429	326,556	280,184	306,584	337,993	368,129	3,953,005